

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和8年7月3日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年7月3日（金）

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

会長（議長） 12番 北田 直喜

委員 2番 澤田 重孝 3番 中山 彦信

4番 上樂 晃 5番 稗苗 史絵

6番 小坂 義則 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 2名

1番 水尾 英俊 7番 宮坂 博一

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名

片貝地区 山本 行雄 道下地区 松本 謙介

経田地区 南塚 英雄 西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

8番 佐々木 隆 10番 大崎 章博

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

主事 鷹休 誠人

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和8年度7月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番佐々木委員、10番大崎委員にお願いい

たします。

議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,813.00 m²です。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

13番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第22号は決定いたします。

議案第23号農地法第4条第1項による許可申請に対する意見決定について

て、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が47㎡です。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようでしたら申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は決定いたします。

議案第24号農地法第5条第1項による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。9ページ目をご覧ください。今月の申請は4件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が3,727㎡です。

【議案第24号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

10番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

3 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

4 番： 申請番号 4 番について、敷地に入っていく通路幅が狭いように感じる。
車が通れる幅はあるのか？そもそも幅 4 メートル以上ないと家を建てられないはずである。

事務局： 4 メートル幅員の道路に 2 メートル接道していれば問題ありません。既存住宅前の道路の幅員が 4 メートル以上なので、問題ありません。

議 長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第24号は決定いたします。

議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全72件、284筆、430,957.00㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第25号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： 1 富山県農業施策に関する政策提案について
2 農業委員業務の引継ぎについて
3 令和8年度魚津市農地パトロールについて

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第22号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が所有していた住宅を譲受人が取得したことに付随し、隣接する農地も取得するため、所有権を移転するものである。 権利移転後はピーマン等の蔬菜を耕作する予定であり、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、6月22日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第22号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、申請地に隣接する住宅及び農地を所有及び耕作している譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後はさつまいもを耕作する予定であり、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、6月22日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第23号 受付番号1番

申請者		作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であり、第1種農地であると判断します。 許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請地は従前から宅地として利用しており、今後も引き続き宅地として利用していくことから、このたび本申請より是正を行います。	
資力及び信用	申請者は農地でありながら宅地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済であるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、宅地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は宅地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界については既にコンクリート擁壁を設けているため、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されます。 雨水および生活排水については既存の枡により公共下水道に接続し排出するため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は一時転用です。		
転用目的	ボーリング調査		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件はボーリング調査地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、ボーリング調査が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については自然浸透により排水する計画であり、生活排水は発生しません。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要性があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	住宅敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水および生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	宅地分譲地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は宅地分譲地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、土地計画法に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）での宅地分譲地への農地転用であり許可妥当と考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路を利用して排水する計画です。生活排水については公共下水道へ接続し排水する計画です。今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。		
転用目的	分家住宅敷地		
資力及び信用	申請者は、農地でありながら住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については借入金にてまかなう計画で借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は分家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、分家住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路に排水する計画です。 生活排水については公共下水道へ接続し排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			